

医政発 0409 第 8 号
令和 8 年 4 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成 13 年 4 月 26 日医政発第 484 号本職通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「遠隔医療設備整備事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

(改正後全文)

遠隔医療設備整備事業実施要綱

1 目 的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

4 整備対象

遠隔医療（遠隔病理診断、遠隔画像診断、遠隔手術指導、オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備。

ただし、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。

5 その他

(1) 遠隔医療を実施するに当たっては、

①「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)

②「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)

③「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)

④「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html)

を遵守すること。

(2) 遠隔手術指導の実施にあたっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

(3) 遠隔医療にかかる情報については、以下を参照すること。

①遠隔医療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html)

②オンライン診療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)

③医療分野のサイバーセキュリティ対策に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/johoka/cyber-security.html)

遠隔医療設備整備事業（医療施設等設備整備費補助金）にかかる Q&A（第 4 版）

Q 1 「遠隔病理診断」及び「遠隔画像診断」の定義は何か。

（答）

当該補助事業における定義は以下のとおり。

＜遠隔病理（画像）診断＞

依頼元となる医療機関において患者から採取した組織又は細胞の標本の顕微鏡画像等を、支援側となる遠隔地の他の医療機関の病理医に共有し、支援側が病理診断を行うもの。

＜遠隔（放射線）画像診断＞

依頼元となる医療機関において撮影した CT 又は MRI 等の医用画像を、支援側となる遠隔地の他の医療機関の放射線科医に共有し、支援側が画像診断を行うもの。

Q 2 交付要綱の「遠隔医療の実施に必要な」とはどの範囲までを指しているのか。

（答）

遠隔地の医療機関へ画像、動画の伝送を行うにあたり必要となる設備を指している。

（遠隔医療の実施にあたり整備した設備であっても、画像・動画の伝送とは関連のない設備は補助対象外。）

※詳細は Q 5、Q 7、Q 8 を参照。

Q 3 遠隔医療を行うのであれば、ネットワーク構築経費も補助対象になるのか。

（答）

遠隔地の医療機関へ画像、動画の伝送を行うにあたり必要なネットワーク構築にかかる備品（WiFi ルータ等）購入費は補助対象としているが、単なる自院内のネットワーク整備にかかる備品購入費は補助対象外である。

なお、遠隔医療設備の購入を伴わない、ネットワーク構築にかかる備品のみの購入費は補助対象外としているため留意いただきたい。

Q 4 オンライン診療の実施に必要であれば医療機器の購入も補助対象となるのか。

（答）

遠隔地の医療機関へ画像、動画の伝送するための情報通信機器が補助対象であり、患者の生体データ管理等を行う医療機器（呼吸管理モニタ、心電図検査装置等）は補助対

象外である。

Q 5 補助対象となるオンライン診療に必要な機器とは、どこまでの機器を含むのか。

(答)

オンライン診療においては、具体的には以下のとおり。

＜補助対象となる主な例＞

・PC、タブレット、デジタル聴診器、ヘッドセット、Web カメラ

＜補助対象外となる主な例＞

・タブレット用キーボード、ペンシル、スタンド、カバー、モバイルバッテリー、マウス

Q 6 オンライン診療に必要なPC・タブレットを整備する場合の台数制限はあるのか。

(答)

特に台数制限は設けていないが、整備に当たっては、オンライン診療の実績（予定）、オンライン診療に関わる医療従事者数等を考慮する必要がある、また、患者宅におけるPCの有無等オンライン診療を行う環境等の確認も必要である。主として医療従事者が使用することを目的としており、患者宅への常時貸出を目的としたタブレット等は補助対象外とする。

さらに、当該補助事業で整備した機器については、「善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない」とされているため、管理が行き届く範囲も考慮の上、必要台数を精査いただきたい。

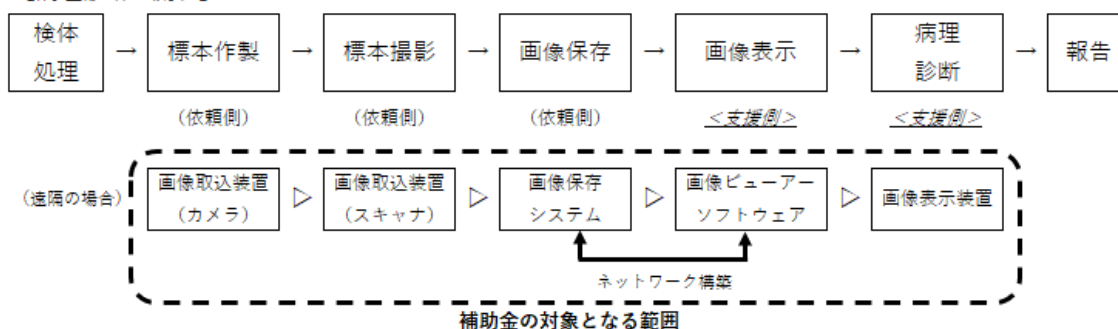
Q 7 補助対象となる遠隔病理診断に必要な機器とはどのような機器か。

(答)

デジタル病理診断による遠隔病理診断に必要な機器で、具体的には以下のとおり。

- ・依頼側においては、病理検体をデジタル情報に変換する画像取り込み装置およびシステム。
- ・支援側においては、画像データを受領するために必要なシステムおよび画像の観察に用いる画像表示装置（高品質モニター）・表示に必要なPC。

【病理診断の流れ】



Q 8 補助対象となる遠隔画像診断に必要な機器とはどのような機器か。

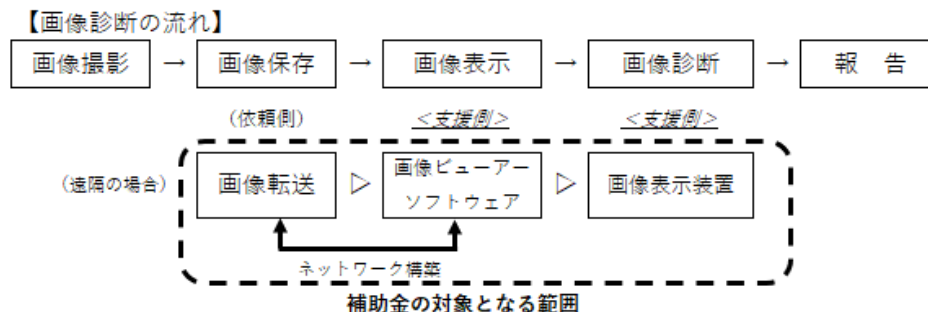
(答)

遠隔画像診断においては、具体的には以下のとおり。

- ・依頼側においては、CT 装置等で撮像した画像データを支援側に転送するための PC 等の機器・システム。
- ・支援側においては、画像データを受領するためのシステムおよび読影に必要な画像表示装置（高品質モニター）・表示に必要な PC。

なお、遠隔画像診断の実施を契機とした院内整備の一環として行う機器整備については、補助対象外としているため留意いただきたい。

例：画像管理システム、無停電電源装置、レポートシステムの購入



Q 9 機器のレンタル費用は補助対象となるのか。

(答)

補助対象は「機器等の購入費」であるため、補助対象外である。

Q10 機器の保証費用、保守費用は補助対象となるのか。

(答)

補助対象は「機器等の購入費」であるため、補助対象外である。

Q11 ウイルス対策ソフトウェアの購入経費については補助対象となるのか。

(答)

当該年度分のみ補助対象として差し支えない。(翌年度以降分は補助対象外)

Q12 消費税は補助対象となるのか。

(答)

補助対象機器等の購入にかかる消費税分については、補助対象として差し支えない。

Q13 CT 又は MRI 等の画像データを直接伝送せずに、カメラで撮影した画像・動画を伝送することで遠隔画像診断を実施する場合、当該機器の購入は補助対象となるのか。

(答)

国庫補助を活用して遠隔画像診断を実施する場合の機器整備はQ8のとおりであり、画像データを直接伝送しない手法での機器整備は補助対象外である。

Q14 「遠隔手術指導」の定義は何か。

(答)

手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有することで、遠隔地にいる他の医師の指導を受けながら手術を行うもの。

Q15 「遠隔手術指導」の整備においては、遠隔手術支援機器も補助対象となるのか。

(答)

補助対象はソフトウェアの導入を含む情報通信機器であり、例えば、遠隔内視鏡手術用支援機器や手術支援ロボットなどの機器は補助対象外である。

なお、遠隔手術指導の実施にあたっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

Q16 オンライン診療受診施設における整備も補助対象となるか。

(答)

全てのオンライン診療受診施設における整備が補助対象となるわけではなく、都道府県・市町村等のほか厚生労働大臣が認める者として都道府県・市町村等からオンライン診療受診施設の設置・運營業務を行うことを委託された者がオンライン診療受診施設の設置主体である場合は、オンライン診療受診施設における整備も補助対象とする。市町村等や厚生労働大臣が認める者が開設する医療施設等が実施主体となる場合には、これらの者は都道府県と連携し、医療施設等設備整備費補助金交付要綱の「イ 市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業」として、都道府県が申請すること。